

# 令和3年度[1168] 生徒指導主任・主事等研修（義務）実施要項

島根県教育委員会

- 1 目的 すべての児童生徒が、集団の中でそれぞれの持ち味やよさといった個性を最大限に伸ばしているところに生徒指導の目的がある。この目的を達成するためには、全教職員で、積極的な生徒指導を推進し、児童生徒同士や児童生徒と教師がつながる力を高め、校種間や関係諸機関で積極的な連携するなどの取組を行うことが大切である。  
このことを踏まえ、各学校の生徒指導の中核的な存在である生徒指導主任・主事等がそれぞれの課題に対して適切に対応する力を高め、生徒指導の機能の充実を図る。

2 主催 島根県教育委員会

3 主管 教育指導課子ども安全支援室

4 会場・開催期日等

| 管内 | 期日       | 会場                |
|----|----------|-------------------|
| 松江 | 5月27日（木） | 松江合同庁舎 講堂         |
| 出雲 | 5月25日（火） | 出雲合同庁舎 702・703会議室 |
| 浜田 | 5月18日（火） | 浜田合同庁舎 大会議室・中会議室  |
| 益田 | 5月21日（金） | 益田合同庁舎 大会議室       |
| 隠岐 | 5月14日（金） | 隠岐合同庁舎 3階会議室A、B   |

5 受講者

- ①小学校生徒指導主任、中学校生徒指導主事、義務教育学校生徒指導主任・主事  
中学校生徒指導専任教員
  - ②各市町村教育委員会学校教育担当者
  - ③国立義務教育学校生徒指導主任・主事で受講を希望する者
  - ④私立中学校生徒指導担当で受講を希望する者
- ※①については必修的研修とする。

6 日程・内容 ( )内は時間(分)

| 13:00 | 13:30 | 13:40       | 14:10       | 14:40      | 14:50            | 16:10 |
|-------|-------|-------------|-------------|------------|------------------|-------|
| 受付    | 開講式   | ①説明<br>(30) | ②講義<br>(30) | 休憩<br>(10) | ③事例発表・協議<br>(80) | 閉講式   |

【隠岐会場】

| 9:00 | 9:30 | 9:40 | 10:10 | 10:40 | 10:50 | 12:10 |
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|
|------|------|------|-------|-------|-------|-------|

- ①説明 いじめ・不登校等県内生徒指導上の諸課題の現状及び今年度の施策等説明  
各教育事務所生徒指導専任主事
- ②講義・演習 不登校児童生徒への対応・支援等について  
教育指導課子ども安全支援室
- ③事例発表 各市町村立学校生徒指導主任・主事等

## 7 携行するもの

- ・印章（出席簿押印用）、名札（学校名、氏名がわかるもの）
  - ・各学校の不登校（傾向含む）児童生徒への支援体制について、A4用紙1枚程度にまとめたものを、5部印刷して持参する。
- ※1部は受付時に提出、4部は③の協議にてグループ内にて共有用にご準備ください。

## 8 受講者の変更

- ・受講者が病気等やむを得ない事情により受講できず、代理者を出席させたり、受講会場を変更したりする必要がある場合、研修担当者へ電話またはFAXにて連絡したうえ、速やかに受講者及び受講会場変更届様式第2号（島根県教育センターホームページに掲載）を提出してください。
- ・出席予定者が、病気等やむを得ない事情により出席できなくなった（学校内で研修会に出席できる者がなくなった）場合には、校長は研修担当者へ電話またはFAXにて連絡したうえ、速やかに欠席届様式第1号（島根県教育センターホームページに掲載）を提出してください。

## 9 その他

- ・市町村立学校の職員の出席に係る旅費は人当旅費（研修分）で対応願います。
- ・本研修の説明、講義、実践発表において、録画、録音、写真撮影等を希望する場合は事前に研修担当者に連絡願います。（当日申請は不可）
- ・5月から10月末まで、研修担当職員はノーネクタイ等の軽装で勤務していますのでご理解を願います。
- ・各会場ともに駐車場が限られていますので、公共交通機関を利用するか乗り合わせをするなどしてお越しくください。
- ・本研修に係る問い合わせは、各教育事務所の生徒指導専任主事までお願いします。
- ・本研修の内容以外については資料をお持ち帰りいただき、各校にてご活用ください。

## 10 感染症予防対策について

- ・問診票（当日記入したもの）を受付で提出してください。
- ・感染症拡大防止のため、冷暖房使用にかかわらず、常時または定期的に換気を行います。また、参加にあたっては、以下の点についてご理解ご協力をお願いします。

- 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状または、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合は欠席する。
- 体温調節しやすい服装で参加し、暑いときは水分を準備しこまめな水分補給を心がける。
- 咳エチケットを心がけ、マスクを準備し着用する。
- 当日検温した上で参加し、受付時に健康観察票を提出する。
- 手洗いを励行し、手指消毒する。
- 密集・密接を避けるため、指定した位置に着席し、近い距離で集まることや互いに手が届く距離での会話や発声を控える。
- 物品の貸し借りはしない。
- 研修終了後は、密接を避け、速やかに帰着する。
- 個人が出したゴミ等は必ず持ち帰る。

島根県教育庁教育指導課 子ども安全支援室  
担 当 企画幹 妹尾 博貴  
TEL 0852 - 22 - 6065 FAX 0852 - 22 - 6265  
E-Mail senoo-hirotaka@pref.shimane.lg.jp